

お借入れ利率について

<変動金利型>

- (1) 借入利率は銀行の短期プライムレートを基準として、基準金利の変動に応じ引き上げ引き下げられます。
- (2) (1) により借入利率を変更するほか、銀行の短期プライムレートの廃止その他相当の事由が生じた場合には、短期プライムレートに代え、一般に相当と認められる利率を基準金利とします。
- (3) (1) に定める借入利率の変動幅は、基準金利の変動幅と同一とします。
- (4) 借入利率の変動による新借入利率の適用開始日は、
 - ①利息前払い方式の場合は基準金利の変動日の翌月の約定利払分または約定返済分からとします。
 - ②利息後払い方式の場合は基準金利の変動日の翌々月の約定利払分または約定返済分からとします。

以上